

記者会見で名誉棄損 損害賠償金、緊急カンパのお願い

公正な判決を求めて最高裁判所に上告したジャパンビジネスラボ事件は、最高裁判所から上告棄却、上告審として受理しない決定が出されました。この最高裁の門前払いにより、不当な東京高裁の判決が確定することになりました。

上告して以来、全国各地の労働組合や女性団体からの団体署名や最高裁への要請行動などを通して、子どもを育てながら働く労働者の実態について最高裁に訴えてきたにもかかわらず、最高裁がその声には耳をかさず上告棄却の決定をしたことは、到底許すことができません。

確定した高裁判決は、原告に対して提訴記者会見を名誉棄損と認め55万円の損害賠償の支払いを命じました。会社から雇止めをされ、正社員の地位をも失った一労働者に対して、あまりにも高額です。それに加えて、遅延損害金も約14万円にも上ります。

労働事件で、提訴時に記者会見で労働者が心情を述べることは日常的に行われていることであり、記者会見を名誉棄損と断定され高額な損害賠償を命じられることは、労働者が記者会見で社会に問題提起をすることが出来なくなってしまいます。これは報道・言論の自由が制限されかねない重大事です。その「責め」を原告個人に負わせるのではなく、不当な高裁判決を批判する多くの皆様とカンパにより担っていこうではありませんか。緊急にカンパのお願いを致します。皆さまどうぞご協力よろしくお願い致します。

2020年12月23日

妊娠・育児によるハラスメントをなくす会
女性ユニオン東京

会社から労働審判を起こされて始まった裁判。会社からの個人攻撃にも耐えつつ、5年間に及ぶ裁判の経済的負担は、私たち家族にとってとても重いものでした。損害賠償金について、皆さんにカンパをお願いするのは心苦しくもありますが、これから、労働者たちが声を上げられるような社会でありたいという思いもあり、助けていただけますと幸いです。今回のこのような結果を受けて、このような社会でいいのか、世間に広く問題提起をしていきたいと思っております。引き続き、応援のほどよろしくお願い致します！ (裁判原告より)

カンパ振込先：

☆カンパ締切：2021年2月末日

郵便振替

口座記号番号：00140-0-767856

加入者名：妊娠・育児によるハラスメントをなくす会

.....
問合せ先：女性ユニオン東京

〒170-0011 東京都豊島区池袋本町4-6-3 メゾン孝203

Tel&fax：03-6907-2020 E-mail：info@w-union.org